

議会基本条例策定代表者会議

○平成26年4月10日（木曜日）

場 所 議 場

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

副 議 長 露 口 哲 治 議員

事務局職員出席者

議会事務局長	加 藤 明 彦	議会事務局次長	飯 田 治 子
議事係長	内 田 雄 介	議事係主任	齋 藤 龍 憲
庶務調査係	前 坂 悟 史		

午後1時35分開会

○森戸座長 こんにちは。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

お手元に、本日の議題がございますので、ご覧いただければと思います。

まず、素案たたき台ということで、議論を進めさせていただきます。今回は、第14条の政策立案についての議論のところで終了したかなと思っています。正副座長でちょっと調整をしたんですが、一つは、第14条第1項に、議会は、次に掲げる制度を積極的に活用するとあるんですが、制度というよりも、これは、次に掲げるものというような言い方の方がいいのではないかと考えております。

それで、皆さんのお手元に、ちょっと、正副座

長案として、話を早く進める上で、検討したものを
をお渡ししております。これを見ていただきたい
と思うんですが、一つは、第1項については、ち
よっと分けさせていただいたということですね。
一つは、議会は、市民福祉の向上に資するため、
積極的に政策立案、政策提言を行うものとする、
ということでどうかということです。元の文章は
政策立案だけになっているわけですが、政策提言
も併せて盛り込むというようにしました。

そして、第2項は、議会は、前項の機能の強化
を図るため、次の各号に掲げる制度を活用するこ
とができるということで、（1）から（5）まで
ありましたが、通常、この中身は、湯沢議員から
も指摘があったんですかね、体言止めにするのが
通常ではないかというご指摘もあったのかなと。

事務局からもそういう提言を頂いています。

それで、(1) 法第100条の2の規定に基づき、学識経験を有する者等に調査をさせることという言い方に変えました。(2)を(4)に持っていききました。(3)を(2)に先に持っていききました。それで、(2)の市民に公表、報告をすること、(4)に持ってきたということですね。必要な調査・研修・視察を実施し、その結果を公表すること。これは、既に、委員会の行政視察などについては、結果をそれぞれが書いて、議会で公表しているということもありますので、これは入れておいた方がいいかなということです。

併せて、第16条に、議会研修会があります。これも、専門的な知識を高めるためとか、政策形成及び立案能力の向上を図るためというように、同じように言っていますので、改めて独立させなくても、(5)として、議会研修会を実施することということにしてはどうかという議論をいたしました。

前回、いろいろと皆さんから頂いたご意見も参考にしながら、このような形でまとめさせていただいたということです。

それから、第2項には、必要な事項は別に定めるものとするところとあるわけですが、それは、あえてここで言うことはないのかなと。逐条解説を含めて、必要なものは要綱などで決めていく、要綱、申し合わせなどで決めていけばいいのかなということで、たたき台の第2項は削除するという形にいたしました。

一つは、全体がどうなのかということと、それから、前回、ちょっと議論になったのが、附属機関の問題、それから、政策検討会、これが、議論の途中と、これから議論しなければいけないことかなと思っていますので、その辺りも含めて議論を進めていきたいと思っています。

まず、全体的なものよりも、ちょっと、どうでしょう、附属機関と政策検討会について議論をし

ておいた方がいいかなと思いますが、そういう進め方でいかがでしょうか。よろしいですか。

前は、(2)の審査・諮問または調査のために附属機関を設置することというのは、これを掲げている市議会もありましたし、掲げていないところもあると。調布市は、調査機関という言い方でしたか、そういう調査機関、五十嵐議員からも、調査機関にしてはどうかというご意見も頂いています。その辺り、附属機関とすると、本来、市当局が附属機関を持つべきであって、議会として持つことにはならないのではないかという議論もありました。

一方、これを掲げても何ら問題はないのではないかという議論もあって、分かれたところです。

皆さんの方で、いかがですか。

○宮下議員 ちょっと、出だしだけ、多分、意見が出にくいと思うので。

正副の協議の中では、この附属機関と政策検討会についてはどのようにしようかということで、少し打ち合わせしたんですけども、附属機関については、前回、地方自治法上では、この議会の中の附属機関は考えられていないというような説明があったりして、正副座長案に入れるのもどうかなとも思ったんですが、これはやはり、かなり、キーワードと言えばキーワードなので、一応、案としては、今日入れた上で、ひとまずご議論いただいて、先ほどもちょっと出ましたけれども、五十嵐議員の方からは、前は、附属機関という言い方が良くないんじゃないかということで、多摩市は、必要な機関となっているし、この附属というような部分を、ちょっと工夫すればいいんじゃないかという意見もあって、諸々、そういった経緯も踏まえて、今日あたりである程度めどがつけばなという思いです。

あと、政策検討会については、これまでもたびたび、こういった感じということで議論は出ているんですけども、これも、意識の共有という

ころで、政策検討会というのはこのようなものだ
みたいなので、ある程度共有できれば、ここに
うたっていくのも問題ないのではないかというこ
とで、とりあえず、正副案として、一応、入れた
上で出ささせていただきましたので、これを元に進
めていただければと思います。

○板倉議員 前回の、4月3日の議論を踏まえて、
どう考えるかということだと思うんですけれども、
(2)の附属機関ですね。前回、議会事務局の方
からこのような発言がありました。総務省の見解
は、地方自治法に規定がないため、附属機関に報
酬を支払うと住民監査請求が起きることはあり得
るという説明はありました。この附属機関という
のに位置付けた場合に、報酬の支払いをどうする
かということが議論になるんですね。もしそれを
払った場合には、住民監査請求にもなりかねませ
んよというアドバイスがありまして、だから、報
酬は支払わない附属機関という形になるのであれ
ばまだ分かるんですけれども、その辺りを整理し
ないとなかなか難しいなど。もし、そこが懸念す
る材料であるならば、(1)の部分に集約しても
いいような感じもいたします。

○森戸座長 他市の場合はどうなっているかとい
うのは、調べていなかったかな。

○飯田議会事務局次長 先日もお話ししたとお
りでございますが、三重県議会ですとか会津若松市
は規定しているところがございますが、実際に設
けているところまでしているかというのは分かり
ません。条例の方に規定はされているというところ
でございます。

それで、多摩市議会ですとか立川市につきまし
ては、先ほど、五十嵐議員のご紹介もございまし
たけれども、必要な機関を設置することができる
というような形ですね。あるいは、当該案件に対
する調査を審議するための機関を設置しというよ
うな形で、附属機関という言い方ではなくて、機
関という形になっております。

○森戸座長 機関を設置ですね。

前回、その報酬うんぬんというのは、ちょっと
後の問題かなと思うんですけれども、まあ議論は
する必要があるんですが、どういう位置付けで私
たちがこれを活用したらいいかということだった
と思うんですね。

例えば、条例を作るに当たって、その機関に丸
投げして作ってもらうのか。行政は、ある意味そ
ういうやり方ですよ。そうではなくて、条例を
作る上での様々な法的問題や、そういう問題につ
いてきちんと調査をしていただく、その調査結果
を受けて、私たちが条例提案をするという、補佐
的な役割の調査機関なり附属機関にしていくのか
ということ、ちょっと分かれるところかなと思
っていますが、後者の方が、私たちの小金井市
議会では適していることになるのではないかなと
思うんですけれども、その辺りはいかがでしょう
か。

政策立案をしなければいけない議会が、立法府
として、その政策立案を全て委託するということ
にはなっていくのかどうかですね。

国会などは、どうですか。国会はそういう機関
は作れるんですか。(不規則発言あり)持ってい
る。(不規則発言あり)ありましたっけ、政策調
査官という方がいらっしゃるんですね。

ある意味、この前も言ったんですが、市長は、
600人プラス非常勤嘱託職員330人の1,000人の秘
書がいて、私たち一人ひとりには全く秘書がいな
いと。ですから、自分たちで全て調査をするとい
うことですよ。事務局に庶務調査係はいらっし
ゃいますけれども、24人が一遍に、これを調査し
てくれと来ても、なかなか、それは応えられない
わけで、そういう意味で、様々な政策提言をする
上での機関の設置、これは、議会全体が一致した
ものでなければいけないと思うんですが。

○斎藤議員 たたき台から比べて、随分、整理さ
れてきた条文だと思います。正副座長には敬意を

表したいと思います。

第2項の中で、次に掲げる制度ということで、第1号で第100条の2、第2号で、言葉は別として、機関ですね、要するに、個人ではなくて機関。第3号が、政策検討会を議員の中で作る。それから、4番が、そういった場所ということではなくて、調査、研修、視察、第5号で議会研修会という形で、それぞれ網羅できていていいなど、私は思っています。

今の視点と少し変わったところなんですけれども、第1項の中の市民福祉という言葉は、すみません、私の勉強不足かもしれないんですけども、あまり聞き慣れない言葉なので、これはいかがかなと、ちょっと思っています。あるのかもしれないんですけども、私自身が勉強不足という意味で、市民福祉というのがちょっと引っ掛かったので、補足して説明していただければと思います。それ以外は、附属機関の附属がつくか、つかないかという議論は細かくしますけれども、条文の作りとしては、もうこれでいいと思います。

○森戸座長 この市民福祉というのは、実は、前文にも使ってしまっていて、ですから、市民の福祉、福祉というのは、単に福祉的な制度の問題だけではなくて、全体的に、まちづくりも網羅した福祉ということだったかなと思っているんですが、そういう解釈が間違っていたら、ちょっと言っていただきたいと思うんですが。

○白井議員 ちょっと、私も気になったところでチェックを入れていたんですけども、今、斎藤議員から話がありましたように、補足というか、私の意見を述べておきますと、まず、市民福祉の向上に資するというのは、議会の責務というような扱いで、一応、前文には入っていると思うんですね。私は、それはごもつともだと思っていますし、この言葉はこういう形で入れないといけないと思っています。

ただし、この第14条に入るのは、ちょっと違和

感がありまして、要するに、議会の活動は全て、最終的には市民福祉の向上に資するということが前提にあるわけですから、この第14条だけ、市民福祉の向上に資するためと入れるのは、ちょっと、やり方としては違和感を感じる場所です。なので、議会の権能を高めるとか、議会の権能を発揮する、そのために政策立案、政策提言を行うというようなニュアンスにした方がいいと思います。

○森戸座長 そういう議論もちょっとしたんですけどもね。議会の権能を高めることに資するため、政策立案、政策提言を行うというようにもしてみたんですが、何のために政策立案、政策提言するのかという目的からすると、機能を高めるというよりも、やはり、究極の目的は福祉向上という、そこに行き着くのかなというのもあって、これにしてみたいです。

ただ、皆さんのご意見で、前文にも述べていることをまたここで述べる必要はないじゃないかということだとか、含めて、ご意見があれば、それは変更した方がいいと思いますし、白井議員のご指摘のとおりで、機能を高めるということも一つの文章上の在り方かなとは思っています。

○鈴木議員 第14条、正副座長ですっきりとまとめていただきまして、ありがとうございます。非常に分かりやすくなったかなと思っていて、まず、今あった市民福祉の言葉です。前文にあっても、やはり、その議会の思いが強ければ、繰り返し使うということもあると思うんですね。そういう意味で、市民福祉という言葉の意味合いというか、位置付けということは、私は、今、座長がお話になったとおりだと思っていて、座長の意見に賛同しています。

あとは、この附属機関ですね。先ほど、市長に対する議会の政策立案機関として議会事務局があると。そして、議会改革を進める中では、議会事務局の大勢の整備、拡充も必要だというのが、私の考えなんですけど、それも、なかなか限度がある

ということであると、やはり、附属機関という言葉ではなくて、多摩市の例にならって、必要な機関という形で整理すればいいのかなと。そういう方で、やはり、議会の側も、こうした政策立案の力を借りる必要があるなどということは考えていますので、前回もお話ししたと思うんですけども、これは必要な機関という形でもいいのかなと考えています。

○森戸座長 今、第1項のところに、斎藤議員と白井議員からご意見を頂いたんですが、皆さんの方でいかがでしょうか。

○小林議員 私は、白井議員の意見に賛成で、非常に重要な言葉なんですけれども、ここだけにかかってくる言葉ではないなということを感じますので、ない方が全体にかかっているという強い思いが通じるのかなと感じました。

○森戸座長 ほかに、いかがですか。

○片山議員 第1項については、たたき台からも、議会の権能を十分に発揮しということが書いてあるものですから、これは、こういった文言は入れておいた方がいいと思っています。市民福祉の向上ではなくて、議会の権能についてを書き記した方がいいと思います。

○百瀬議員 私も、今の片山議員の発言と同様で、この議会の権能を高めるということをここに置かないと、後の話がちょっと、確かに、最終的には市民福祉の向上というのはあるんですけども、そうすると、全ての条に関して入れていけないのかなということなので、一番最初の方であれば、調査、政策立案、政策提言というのは何のためにあるのかということの表現として、議会の権能を高めるという言葉はここにを入れるべきだと思います。

○森戸座長 白井議員、斎藤議員、小林議員、片山議員、百瀬議員からそういうご意見を頂いているんですが、ほかにご意見は。

自民党、いかがですか。

○湯沢議員 私としても、議会の権能を高めるという表現の方がふさわしいのかなと考えます。

○森戸座長 生活者ネット、林議員、いかがですか。

○林議員 第2項で、機能の強化を図ると書いてありますので、片山議員のおっしゃるように、権能を十分に発揮しという言い方がいいのかと思います。

○森戸座長 五十嵐議員、いかがですか。

○五十嵐議員 悩むところなんですけれども、どちらかというと、議会の権能を高めるための方が、ここではいいかなという感じがします。

○飯田議会事務局次長 今、ご提案されている、議会の権能を高めるためというのは、権能を高めるために政策立案、提言をしていくというのは、ちょっとどうなのかなというのがございまして、林議員がおっしゃった、議会の権能を十分に発揮しという言い方ですとか、会津若松市の例なんですけれども、市の政策水準の向上を図るためというような言い方もございます。市長提案の政策水準だけではなくて、議員からもそういう提案をしていって、更に政策水準を高めていくという言い回しが、会津若松市の市の政策水準の向上を図るためという言い回しになるかと思います。ご紹介でございまして。

○森戸座長 ありがとうございます。

市長部局と市議会がお互いに政策立案などで牽制し合っていくということですよ。牽制し合うというか、比例的に伸びていけばいいという。

そうすると、議会の権能を十分に発揮しと言うのか、市政の政策水準を高めるため。

というのを聞いたところで、共産党、いかがでしょうか。

○水上議員 全体に従いたいと思います。特に、市民福祉の向上ということで言うと、全体が今、そういう形で作られていると思うので、特別、これが市民福祉の向上ということに特化するもので

はないかなと思うので、水準を高めるでも、権能を発揮するためという形でも、どちらでもいいんじゃないかなと思います。

○森戸座長 市の政策水準を高めるためと言うと、ちょっとおこがましいですか。

○白井議員 例えばですけれども、小平市さんで言うと、第22条で、議会は、政策水準の向上を図るためという言葉、多少の言葉違いですけれども、そういう言葉が使われているというのを参考にさせていただければということなんですけれども、私としては、元文にあった、議会の権能を十分に発揮の方が良いと考えております。その理由が、ここの第5章のタイトルが、これはまた後で変わるかもしれませんが、一応、自己研鑽、調査、研修、政策立案という形になっていて、やはり、議会の権能を発揮することが求められており、それを発揮することによって政策機能を向上させるというような意味合いがあるのかなと思ってまして、なので、ここでまず、きっちり、議会の権能を十分に発揮するということを、ここでうたっておいた方が、私としてはいいと思うんですね。その結果、政策水準が向上するということにつながると思うんです。

ちょっと、そういう考え方で、私は、どちらかと言うと、その結果ではなくて、まず、役割、責務として求められている議会の権能を十分に発揮するという言葉をここに入れた方が適切かと意見します。

○森戸座長 いかがでしょうか。

市民に対して、私たち議会はこのように発揮して、これをやるんだよという言い方もあるし、政策水準を高めることも目的とするという言い方もあるし、どちらでもという気はするんですけどね。

上で、第1項では、権能を十分に発揮しと。第2項は、前項の機能の強化を図るためと言っているわけですね。これとの関係でも、整合性が取れなければいけないなど。

ご意見がなければ、これは、どちらかで持ち帰りでどうですか。ただ、全体的な流れとして見たときに、ちょっとどうかということはあるんですが。

○片山議員 座長が疑問というか、前項の機能の強化という、前項の機能というのは、政策立案、政策提言ではなくてですか。

○森戸座長 ということですよ。

○片山議員 ですので、この市民福祉の向上に資するためという、何とかのためというのか、あるいは、権能を発揮しとか、ということについては、ここの整合性の問題はないかなと思っているんですけれども。

○森戸座長 そうですかね。

○飯田議会事務局次長 議会の権能を十分に発揮しという言葉ですけれども、議会の権能を発揮する場合は政策立案、政策提言に限らず、市長提案の議案を議決するというような重要な権能もございます。ですので、議会の権能を十分に発揮しというのは、政策立案、政策提言だけに限らないという点から言いついて、ちょっと、そちらについてご議論いただきたいと思います。

第2項の、前項の機能の強化を図るためというのは、政策立案、政策提言の機能の部分の強化を図るためというような意味合いになってくるかと思えます。

○森戸座長 議会の権能というのは、政策立案、政策提言だけではないということですね。

○片山議員 議案についての審議のところですね。それがどこか、分からないんですけれども、ただ、議会からの政策提案とか立案、提言というところというのは、市長提案に対しての修正案とか、そういったものも含まれるわけですよ。ですので、それは、市長提案、議案についての質疑をすることとは、それなりに研鑽を深めてやっていくということはあると思うんですが、それに対して、更に、権能として発揮するというのは、やは

り、修正案をどう作っていくかとか、また、あるいは別の条例案ですとか、そういったものを作っていくということについての、第2項以降のこういった機能強化のものがあるということやうたっているような条文かなと、私は思っているのですが、こういった文言を入れておくというのは、私は、妥当ではないかなと思います。（「こういった」と呼ぶ者あり）

○森戸座長 権能を発揮し。

○斎藤議員 議会の権能を発揮することの一つとして、政策立案、もしくは市長の議案へのものがあったとしても、それはもう全然、問題ないと私は思っています。必要条件、十分条件という考えです。

発揮することが、そのあとの次が、もっと大きいものであれば別ですけども、そのあとの、この条に関してのことを言っているわけですから、それはいいんじゃないですか。

○五十嵐議員 この条文は、調査、政策立案、政策提言ということで書かれているわけですから、議会の権能というのは、様々あるとしても、この条文に沿った言い方でまとめるとすると、むしろ、政策水準の向上を図るためと書くのも、おさまりはいいのかなという気がいたしますが。

○森戸座長 議会の権能を十分に発揮し、ということで、この第1項をくくってしまうと、ただ、そうでもないのか……。

だから、議会は、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会の権能を十分に発揮し、市の政策水準を高めるものとする、みたいに、何か全部一緒にしてしまう……。どちらも入れてもいいんじゃないですかね。

結局、政策立案することによって、確かに、政策水準を高めることだし、やっぱり、調査機能やいろいろな機能を十分に、私たちはいかに発揮して、政策立案、政策提言をやるんだよということなのかなと思うんですけども。何か、そのようにすると問題が出てきますか、法的には。

（「特にございません」と呼ぶ者あり）全部一緒にまとめるということで、いかがでしょうか。

では、そういうことで、もう一回言いますね。議会は、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会の権能を（「前に」と呼ぶ者あり）前か。ごめんなさい。議会は、権能を十分に発揮し、積極的に政策立案、政策提言を行い、市の政策水準の向上を図るよう努めるというぐらいですかね。努めるものとする。

文言の整理はありますけれども、いわんとすることはそういうことなんだと。

ありがとうございます。それでは、それでちょっとまとめてみたいと思います。

あと、第2項なんですけど、この第2項の最初の文言の、次の各号に掲げる制度をとあるんですが、これは、次に掲げる項目……何だろう。（「制度という表現はどうですか」と呼ぶ者あり）制度という表現が。まあ、これは一応制度なんですかね。制度でもいいんですか。では、制度ということで落ち着かせておいて、作業部会の方でちょっと、もし何かあればご検討いただきたいと思いますが、よろしいですか。

次に、（1）は、これは問題なく位置付けられていますので、このままでいきたいと思えます。

問題は、第2号です。第2号は、先ほどもありましたけれども、あえて附属機関と言わなくて、審査、諮問または調査のために必要な機関を設置するということがどうかですか。

板倉議員から、機関であれば監査請求されても大丈夫ということですか。

○板倉議員 いや、私は附属機関という名称にこだわるわけではなくて、お願いしたときの報酬の扱いですね。そこがかぎになってくるということなので。

○森戸座長 すみません、今、板倉議員に聞いたわけではなくて、後ろに……。

○飯田議会事務局次長 先ほどの、委員の身分、

報酬につきましては、まだ検討課題として残っているというような、総務省見解がございまして、そちらについては、どのような検討課題で、どういった問題が出てくるのかということまで踏み込んだ見解は、総務省の方では出ていないんですけれども、こういった、法が想定していない附属機関を議会に設けるということで、そういった問題が出てくるという見解が示されているということとございまして、具体的にはちょっと分からないところとございまして、そういった見解が示されているということとございまして。

○森戸座長 附属機関という言い方に問題があるとしたら、ただ、その調査をする機関の必要性というのはどうですか、ありますよね。そのときに、適切に名前を考えるということで、いかがでしょうか。

では、必要な機関を設置するというので、よろしいですか。

次に、(3) 議員による政策検討会を設置するという、この政策検討会です。他市と比較すると、小金井市議会は、名前は別にしても、条例を作るに当たって、全会派が一緒になって条例作りを行ったりすることが多いのではないかと思います。そういう意味合いでの政策検討会なのか、他市は、市議会報告会を行って、そこで出たいろいろなご意見とかご要望を、この政策検討会にかけて処理するというか、そういうことをやっているところもあるんですね。ですから、お互いが政策検討会にするか、政策討論会とか、言い方はいろいろなんですけど、どういうものをイメージしているのかを出し合う必要があるのではないかと思います。

食育推進基本条例を作ったときは、食育推進の市民の方と、超党派の議員が集まって、毎回、検討会を開いてきたという経過があります。何が限界だったかということ、非公式の場でずっとやっているの、会議録も何もないということと、それから、事前の意見集約、パブリックコメントが議

会を通じてはできなかったわけです。結局、アンケートを、200人ぐらいに、みんなで作業して、条例などをお配りして、関係者に送って、それも全部、各会派が政務調査費を按分して、出し合っただけでやったんですね。違いましたか。そうでしたよね。違っていたら後で教えてください。

その上で、アンケートを含めてシンポジウムを行ったりしたわけですが、パブリックコメントにかけられなかったというのは、一つの限界があったのかなとは思っています。

また、アスベストについても、アスベスト条例が提案されたわけですが、これも、超党派で検討会が行われました。入った会派と入らない会派があったんですが、最終的には全会派が一致すると。アスベスト条例ですから、個人の権限にかかわるものもあったので、これも、関係業者の皆様への意見聴取などを、条例提案者が中心となって行ったりされたというご努力はありました。そういう中で可決してきているということがあると思います。

前回の、改選前の委員会の中では、食育条例のような、市民と一体となって政策討論ができて、条例提案ができるようなものであれば、政策検討会を作ることは問題ないのではないかと、ところが、最大公約数のところなのかなということだったかと思っています。

○五十嵐議員 今まで座長がおっしゃった幾つかの例で、予算的な措置はどうしていますか。何かありましたか。

○森戸座長 予算措置はなかったですね。

小林議員、もし、私の言ったことで事実が違ったところがあったら、指摘していただけますか。

○小林議員 予算的な措置は、非公式な会議ということで、全くなかったですね。公式な会議にしてしまうと、市民の方の自由な闊達な意見が伺いにくいということもあって、そういう形で進めてきたということですね。

○森戸座長 私たちが出したわけではなたっかん
ですね。すみません、間違えました。

○五十嵐議員 アスベストの方に関しては、やはり、市民の方から何らか、ありました。今、何かおっしゃいましたよね。そこにも、全然予算的な
あれはないということですか。

○中山議員 アスベストに関しましても、予算的
な措置は一切ありませんでした。これは、議員提
案でしたので、提案議員のいる会派の中から、政
務調査費を使って、コピー代なども按分しながら
というような形でした。

○五十嵐議員 それで、この条文に書かれていた
場合、予算的なことはどのように考えていくのか
なというのが、ちょっと、一つありますのと、い
ろいろな想定がされると思うんです。例えば、こ
の議会基本条例策定代表者会議は、一応、市民の
方との接点はあまりないですけども、これも政
策検討会と言ってもいいのかなと思うんですね。
だから、いろいろなケースが想定されるかなと思
いますし、先ほど、提案会派で出し合っっておっ
しゃいましたけれども、そうすると、全会派では
なくても、超党派で何会派か一緒になって、政策
検討会を設けたいというような、そういう動きも
当然、想定されますよね。

だから、そういう場合の、手続的なこととか、
その辺もちょっと考えておいた方がいいのかなと。
例えば、公式に、この条文に基づいて、こういう
形で、このことについて、政策検討会を設けます
みたいなことを、ある程度公にして、公にしたこ
とについては、何らか予算的な措置、予算が付く
みたいな、そこまで想定するのかどうかというこ
とですね。そんなことも、ちょっと考えておいた
方がいいのではないかと思います。

○森戸座長 予算上どうするかということは、あ
ると思うんです。ただ、政策検討会の中身その
ものについて、どうなのかということは、ちょっ
と、一致させておいた方がいいかな。（不規則発

言あり）ということですよ。

それと、さっき五十嵐議員がおっしゃったよう
に、何会派かでやるのも、この政策検討会とい
う形にするのか、それとも、全会派一致の政策問
題でやっていくのか、その辺りによっても、ちょ
っとイメージが違ってくると思うんですけどね。ど
うなんでしょうかね。

○板倉議員 正副座長案で、第2項を整理されて
いたんですけども、(1)から(5)まで、全
て、設置すること、公表すること、実施すること
というように規定していますよね。第2項の言い
方は、次の各号に掲げる制度を活用することがで
きるとなっていますよね。これの、できる規定を
言った上で、(1)から(5)までは義務規定に
なっていますよね。

要するに、何かというと、(3)については、
議員による政策検討会を設置することというだけ
で、設置しなければならないというように読めな
い。そこはどのように見たらいいのかな。

○森戸座長 では、次長、ちょっと説明していただ
いて。

○飯田議会事務局次長 第2項の作りといたしま
しては、次に掲げる制度を活用することができる
ということでございますので、(1)から(5)
までの制度を活用することができます。その内容
の説明として、例えば、専門家に調査をさせるこ
とですとか、必要な機関を設置することとか、そ
ういうような制度の説明が(1)から(5)まで
ございまして、これを必ずやっってくださいとい
うことではなくて、こういった制度があるとい
うことを紹介していて、その制度を活用するこ
とができるという形で、活用しなくてもよいとい
う形になります。

活用することができるということでございます
ので、(1)から(5)までは、あくまで制度の
説明でございます。これを必ずやらなければならない
ということではなくて、こういった制度を活

用することができるということで、活用しても、しなくても良いという形になっております。

○森戸座長 板倉議員としては、例えば、第1号は、学識経験を有する者等の調査という言い方がいいということ。調査のため、第2号も、審査、諮問または調査のための必要な機関、設置すること、とかいう。必要な機関の設置、議員による政策検討会、で切ったらどうかということですね。それを活用するという意味で。

○飯田議会事務局次長 そういった形に変えることも可能かと思いますが、ただ、ちょっと、文章みたいに、この原案は長めにしておりますので、もう少し言葉を切って短めにした方がよろしいのかなと思います。

例えば、(5)の最後のところですが、ここは、各分野の専門的な知識を高めるためにとかいうのは、もう切ってしまうと、短くするためには、そういった言葉も省いていった方が分かりやすいかと思います。

○森戸座長 そういう直し方もできますと。それでもいいことは、いいですよ。

それはちょっと、今後のことなんですけど、どうしましょうか。そういう意見も踏まえながら、第1班にお願いしたいと。よろしくをお願いします。

○斎藤議員 第3項で、詳細を別に定めるということが必要になってくるのかなと。

○森戸座長 斎藤議員がおっしゃるとおりなんです。そこがないと、パブリックコメントをこの条例でかけたときに、私たちが答えられないとまずいので、詳細を皆さんで議論していただくことが必要だなと思います。

ただ、今日、その材料を持ちえていないと、皆さんの方でもしお考えだとしたら、ここはちょっと保留にして、次回また、次回といっても、今度は5月なんですけれども、議論をするということになります。(「持ち帰りの内容をどの程度、今ほとんど一致しているのか」と呼ぶ者あり)一致

しているんですけど、政策検討会の内容の詳細ですね。

○五十嵐議員 さっき私が、その予算措置のことを申し上げましたのは、この政策検討会は、活用することができるわけですね。できるということは、しないこともできるわけですね。だから、要するに、この条例に基づいた政策検討会を設置したいという意味というものが、多分、どこかで明確になって初めて、この条例に基づいての政策検討会ですよという位置付けになる、その手続が必要になるだろうと、ちょっと想像していたんですね。

そうした場合、そうではない、幾つかの会派で、それとは関係なく、政策を話し合うことも、当然あり得ることなんですけれども、それとは違うと言う意味で、やはり、そこには何か、議会としてきちんと位置付けた政策検討会ですよということで、何か一定、予算措置みたいなものがないと、どう言ったらいいのか、ちょっとあれかなと思っただけです。

○森戸座長 動きづらいんですよ。

○五十嵐議員 動きづらいということもあるし、特に、市民の方と一緒に何らかする場合は、やっぱり、そういう位置付けみたいなものがあつた方がいいのかなという気もするんですけど。これまでは、全然、そういう予算とは関係なく、非公式でやってきたということなんですけれども、ケースバイケースでいろいろなやり方があるだろうとは思いますが、条例を作る以上は、ちょっと格上げする必要があるのかなと思った次第です。

○白井議員 この第3項に関しては、何か、前に同じような話をしていたような気がしてまして、多分、テーマは違うんですけども、第6条、市民の声を反映させる議会の第3項で、多分、何か予算の話とか、どういう議員構成でやった場合にこれが適用されるのかみたいな話をしたと思うんですね。パブリックコメントとか、市民との懇談

とか。ちょっと気になったのは、政策検討会自体は、今、これまで過去にやってきたことでもあるんですけども、予算措置するうんぬんと、今、五十嵐議員からご意見があったように、その辺、決まっていない部分があると思うので、第6条第3項と併せて、ルール作りみたいなものは、議会運営委員会でやった方がいいのではないかなという気はしたんですが、そういう考えには至らないんですかね。ここでやるのは、ちょっと無理があるような気がしていますけれども。

○森戸座長 ある程度、ここで話をしないと、議会運営委員会もちょっと議論に入っていないので、なかなか難しいかなと思うんです。なので、持ち帰っていただいて意見を出し合うということだと思っただけです。

例えば、予算的に言えば、会津若松市議会は、市民公募をかけているんですね。議会活動と議員定数との関連性及びそれらの在り方について、政策討論会を行うということで、募集人員2人以内として、この方々には謝礼を支払うということになっています。もし、市民の方も一緒に入っていくとなれば、無償でもいいよと言って、この前、食育の方々は一生懸命やっていたんですが、正式な政策討論会とかいうことになれば、当然、委員公募をかけ、入っていただいた方には謝礼というものもあるでしょうし、条例を本当に作るということになれば、第2号の調査機関を作るということなどもあるので、そういう予算措置ですね。この調査機関もしくは第1号の学識経験の人にお話を伺うというのは、一定、各市議会でルール化しているところもあると思うので、その辺りは調べる必要があるかなと思っています。

○板倉議員 ちょっと関連していいですか。いずれにしても、第14条第2項の主語は、議会となっています。前項の機能の強化を図るためですから、この(3)の、議員による政策検討会というのは、議長が認めるわけですよ。となると、

それを前提に、議長が認める場合の機関ですから、そこでかかる経費について、政務活動費を出し合うということにはならないと思うんですよ。そうすると、五十嵐議員が言われるような、予算措置というのが出てくるでしょうし、議長が認めるという場合には、議会の、どれぐらいの議員が参加するのかなという規定も、やはり必要になるだろうと思うんです。

ただし、議員によるとなると、市民も入るのかなとかという議論も出てきますよね。議員と市民によるという言い方なら分かりますけれども、議員によるとなると、市民が果たして入っているのかどうか、そこら辺りも、この文言でいいのかも含めて、市民も含めるとなると、もう少し議論していかないと、宿題として持ち帰っても、いろいろな意見が出てきて、かえって収拾できなくなる可能性もあるなと思っています。もう少しこの場で議論した方がいいのではないかと思います。

○斎藤議員 今の、板倉議員のおっしゃるところは、私の解釈は、第2号の中で、必要な機関、ここに市民を含めて、第3号に関しては、これは、このとおり、議員による政策検討会と分けた形で、私は認識しておりました。もし、そういう認識であれば、この条文のままでいいのではないかなと思うんですけども。

○森戸座長 政策検討会は議員によるで、(2)で、もし何かやるとしたら、必要な機関を設置して、そこに市民の方にも入っていただくということですよ。その辺り、いかがですか、皆さん。

所沢市議会は、所沢ブランドの創造と地域経済の活性化ということで、12人の議員が、それぞれの考え方を披露したと。開催後には、メンバーによる検証が行われたということで、政策検討会、討論会、これは討論会ですね。ただ、まだ課題があるということ、所沢市議会はおっしゃっている。

○五十嵐議員 ちょっと、イメージというか、共

通認識にするために、今の話を聞いて思ったんですけれども、小金井市の場合は、食育基本条例が前例としてあるので、どうしてもそこを一つの例として頭に置いてしまうので。条例を作ったというのがあるわけですね。ここで言う政策検討会というのは、何か形を作るために作るのか、それとも、例えば、今の所沢市の例のように、何かのために、とにかく意見を出し合う場を作るのか。とりあえず、条例を作るとか、そういうまとめ方ではなくて、意見を取りまとめるというか、それでも政策検討会になるのかどうなのか、その辺りのイメージ、幅広いものなのか、何かそういうものなのかというの、ちょっと、ある程度共通認識にしておいた方がいい気がしますけれども。

○森戸座長 各議会によって、ばらばらなところがあるんですよね。だから、皆さんの頭の中に描いているものがどういうことなのか。

○片山議員 これは持ち帰りになってくると思うので、あれなんです、割と、幾つかのそういったフリーな場というか、そういう捉え方ができるような位置付けにしておいた方がいいかなと私は思っていて、今、実施されていたような食育の場であるとか、そういったものもありましたけれども、先ほど、一番最初に座長がおっしゃったような、議会報告会で、市民の意見を聞いて、それを検討する場という言い方をされていましたが、そういったこと、これからまた新しいものが入ってくる可能性もあるなと思っています。ですので、ちょっと、これは、多分、ほかの議会のことも研究しなければいけないと思うんですけれども、私は、そういった幾つかのことが想定されると考えた方がいいかなと思っています。

ただ、ある程度固まったところで、何かしらの逐条解説というんでしょうか、何かで書いておいた方がいいかなとは思いますが、そういったように考えられるかなと思います。

○森戸座長 幾つかのパターンを考えておいた方

がいいということだと思うんですね。

○斎藤議員 イメージということで、私は、第2項で、必要な機関というのは、これは、市民の方を含めて、議員が入るかどうかは別として、市民の方だけの場合もあるし、議員が入るかもしれない、もしかしたら、ワークショップみたいな形で、議員がそれぞれのところに入ってやるというようなことも、多少、イメージができます。

第3号の、議員による政策討論会というのは、これは、議員だけでやるんだとしたら、議会の中でやればいいんだという話になるんですけれども、実際問題、今の制度の中では、議員間の質疑というのは、なかなか、前にやったところでも、難しいところもあるので、議会とは少しレベルを、違う次元のところ意見を出し合えることができるような形の討論会、これに関しては、有志のこともあると思いますし、過半数を超えれば設置できるとか、4分の3の多数議決が必要なときとか、全体が一致しなければだめだとか、それぞれのところがあるだろうと思うんですね。

議員提案でも、それぞれの会派が独自に、自分たちはこれを出すんだ、ほかの会派が賛成しようが反対しようが、自分たちの政治的な理念と意識を示すためにこれを出すんだということであれば、こういうものにはならないし、例えば、前の方に戻れば、それは必ずしもパブリックコメントを経過しないで出すということもあるだろうということで、いろいろなパターンがある中で、詳細に関しては別途に定めるということで、こういう項目だけ、この基本条例の中では担保しておいて、その方法については、別の細則なり規則なり要綱で定めていけばいいだろうと思っています。

○森戸座長 斎藤議員からは、有志の場合もあるし、全体の場合もあるということですよ。

皆さんの方はいかがでしょうか。

○小林議員 持ち帰ったりするに当たって、問題提起だけしておきたいんですけれども、今の政策

立案というのは、議員発であれば、そのまま読み取っていけるし、それが、陳情が元になってということになると、第6条第3項のこの文章と全く同じになるというか、スタートがここにある、こちら側に乗っかってくるという形なので、その辺も整理しながら、逐条等には落とし込む必要があるのかなと、ちょっと今、悩んでいるところで

○森戸座長 そうですね、第6条第3項との関係ですね。

これは、政策検討会……。

○水上議員 個人的なイメージとして言うと、私も、あまり議会全体とこだわらないで、ある程度の有志などでも開けるようなものにした方がいいのではないかと思うんです。というのも、この間で言うと、太陽光の条例提案を私たちがしたときに、一回、説明会を開催したときがあるんですけども、ああいうのは今、一会派が呼び掛けて、任意で集まるみたいな形になっていますね。そういうのを、議会の一つの機能として位置付けてやっていくということになると、お互いの水準を高めると言う大変おこがましいんですけども、提案する側も勉強しなくてはいけない、準備もしなくてはいけないということもあるので、私は、そういうものとして、政策検討会というのを受け止めているんですが、当然、アスベストの場合は、議会の、ある程度全体でやったものですよね。そういうことも含めて、もっと議員同士がこの政策について検討できる場ということで、今まで、任意で行ってきたものを、きちんと条例に位置付けるという形で理解したらどうかなと思っているんですけども。

例えば、今回で言うと、組み替え案とか出しましたけれども、事前に何も説明せずにぼんと出したものですから、そんなのを、もしかして、事前に説明して、ほかに一致できる人たちがあれば、一緒に考えるということも可能性としてあるので、

そういうのは今、お互いの、それぞれの努力に任されていますよね。何か決められた手続があるわけではなくて。そういうことについて、ある程度活用できるものとして位置付けられたらいいんじゃないかと考えます。

○森戸座長 今、お二方から、有志でやれるものも入れたらどうかというお話があって、今、たまたま、これは中津市議会、中津は九州ですか、ここは、五つの政策研究会が発足いたしましたということで、これはそれぞれ有志なんですね。しもげ政策研究会、旧下毛地域の活性化、少子高齢化対策等の検討・提言ということで、それから、6次産業推進研究会、中心市街地活性化研究会、企業誘致及び地域活性化調査研究会、学びの里づくり研究会ということで、こういう研究会を作って、委員の名前が出ているんですが、重なっている人、二つ出ているとかいう人もいますけれども、こういう形で進められているところもありますね。

だから、政策研究会って、個別具体的なことですよね。そうしないと、さっきみたいに、中心市街地活性化ということになると、特別委員会レベルの話なので、だから、局地的な問題とか、個別具体的な問題についての調査・研究を立ち上げる、それを、多分ここは、市議会として認めてやられているんだろうと思うんですね。

○五十嵐議員 先ほど、ちょっと、どなたかのご意見に、その政策検討会を作るのに、2分の1なのか、4分の3なのか、それとも全会派なのかみたいな、一つの基準というか、そういうご意見があったかと思うんですけども、私は、この条例に基づいて、小金井市議会として政策検討会を作るということであれば、やはり、その設置に半分以上は賛成しているということが必要なのかなと思っていて、もちろん、いろいろな政策をやるのは個々人の自由だし、1会派、2会派ぐらいで政策研究するのも自由なんだけれども、この条例に基づいて、市議会としてこれでいきますよと

というのは、やはり、過半数の賛成というのは、一定、条件にした方がいいのではないかと思うんですね。

それで、予算というのをちょっと言ったのも、その辺もあってなんですけれども、半分以上の賛成でというぐらひは、基準というか、決めておいた方がいいんじゃないかなと思います。

○中山議員 私も、五十嵐議員のご意見に非常に賛成というか、同感に思います。

それで、アスベストをやっているのは、委員会に配付する資料なんですけれども、ほかの議員の方もご存知だと思いますけれども、大体、70部ぐらいを要求されるんですね。そうしますと、条例案文ですとかその附帯の資料とかを含めると、資料だけでも、例えば4部、5部、アスベストの場合は12、13部一度に配ったこともあるんですけれども、それ掛ける70部なんですよ。何でこんなに要るかという、委員が、例えば7、8人いるとしても、後ろにいらっしゃる部局のメンバーも、人数分、合わせて作らないといけないものですから、これは委員会ごとに、資料要求があると準備していくということになると、結構なコピー代金が発生するんですね。コピー代だけではなくて、いろいろなシンポジウムだとか、討論会だとか、その政策提案とか議論の場を設けるとしても、それなりに予算を組んでおかないとできないという話になってくるんですね。

そういう観点から言うと、私も、これは議会全体の話として、議会基本条例を今、議論しているので、有志とか個々の議員がどう動くかというのは、私も、別に制限するつもりもありませんし、それは自由だと思いますけれども、議会全体としてどう扱っていくかということを中心に議論していく方が望ましいと思いますし、予算的な話としては、議会全体、それから公費を支出するということになりますので、ここの項目については、議会全体でどうやっていくかということに主眼

を置いて、条文を考えていった方がいいのかなとは考えています。

なかなか、難しいと思うんですけれども、個々の、例えば政治的な信条で、これは絶対に出しておきたいというような提案があれば、それは、例えば政務活動費の中でやっていただくとか、そういうような切り分けをしていく必要があるのではないかなとは考えます。

○森戸座長 今、半数以上というご意見がお二方からあったかなと思うんですけれども、政策検討会、もしくは、どういう名称にするのかってあるんですけれども、条例提案だけではないと思うんですね。例えば、地方財政、この小金井市議会の財政危機に向けての政策提言という形で行うこともありますよね。それは、条例設置にはいかなかなと思っていて、だから、過半数であるかどうかという辺りですね。

では、条例提案ができる、議員提案ができる2人以上ということで、2人でも研究会を作れば予算措置をするのかということを含めて、どういう基準で、私たち、政策を作っていくのかということころだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○鈴木議員 五十嵐議員、中山議員のお話を聞いていて、なるほどなと思って、それ以前からの話をずっと聞いているとよく分かるんですけれども、議会としてどうするかということ、この基本条例で定めていくということであれば、議会として動くときはどういう条件なのかと考えていくと、やはり、政務活動費もある、これも活用していくことができるわけですから、議会としてどうかということになると、一定数、例えば、過半数というところのルール化をするということも重要ではないかなと、今は思っています。

○森戸座長 過半とするというご意見が出ましたけれども。過半というと、13人ですか。

○白井議員 正直悩んでいるというのが、私の感想です。まず、過半を原則とするというのは、予

算を効率的に使うという観点で考えると適切であり、議会はという以上、やはり、議会の予算を使うことを考えたら、一定の制限を設けるというのは、理解はあるんですね。

ただ、一方で、先ほど座長が出された中津市、これは大分県みたいなんですけれども、ここの五つの研究会を見ていくと、例えば、一つの研究会などは、全部で議員が28人、副議長、議長を入れたら30人いるんですよ。30人いる中で、とある研究会は5人で構成されていまして、2党派プラス副議長の5人で構成されている研究会があったりするわけです。それは一つの考え方の中でやっているとは思いますが、さっき座長もちらっとおっしゃられた、もう、要するに賛否が決まっている条例作りのためだけにこれを活用するというのは、本来、政策水準を向上させるとか、議会の権能を発揮するというところの中では十分ではないような気もしていますので、今のところは、私は、どちらとも言えませんが、すみません。

○中山議員 私なんかはこう思うんですね。やっぱり、市民の皆さん方のための政策提言であるわけですから、それについては、例えば、アスベストも食育もそうですけれども、大方、大半の、ほぼ全会派の皆さん方が賛同していただいて、全議員でやっていこうという機運の中に進めてきたものだと思うんですね。ですから、まさに、そういったものに関しては、こういう議会基本条例でうたっている中でやっていくのが、どんぴしゃりといえますか、適切ではないかなと思っていまして、そこに、特定党派の、例えば政治的な政策を盛り込むためとか、そういったところは、やはり個々にやるべきではないかと思っていまして、過半数という議論を今、やっていますけれども、私は全会一致ぐらいの感覚でもいいのかなと思っています。

ただ、やはり定義を条文として入れて、議会としては、例えば、全会一致で市民の皆さんのため

に進んでいくんだというような姿勢を示すことが、条例の中では重要なのかなと考えています。

○斎藤議員 私は、結論で言えば、別に定めるところの中で決めていくべきことなんだろうと思うんですが、それだとこの議論は進んでいかないということで、今、白井議員がおっしゃったように、まず、政策検討会になっていますけれども、今、議論していると研究会的なものがふさわしいのかなという思いがありまして、その場合、その研究会に在籍する人が過半数ということではなくて、その設置に過半数の人が賛成していれば、そのメンバーが7人、8人でもいいんだと思うんです。それでなければ、常任委員会自体が成り立たないということになってしまいますから、賛同すればそれでいいということで、例えば、今後の小金井市の問題になるであろうということの研究するのに、公務員住宅の跡地の利用方法を議会の中でまとまって考えていこうよとか、二枚橋の跡地の今後のことを考えようとか、先ほど座長が言われた財政問題についても、複数の議員で勉強していこうよというようなものが、ある可能性を残して、この条例を設置した上で、第3号を作って、その詳細に関しては規則なり要綱で決めていくということで、その要綱を定めないうちには、これは実際に動いていくことができないわけですから、その要綱を決めるところで、議会改革の中で議論していけばいいのではないかなと思います。

○森戸座長 斎藤議員がおっしゃるとおりなんです。ただ、あまりにも、各議会の政策研究会とか討論会の中身が違うところがあったりするので、小金井市議会はどういう政策研究会なり政策検討会を行うのという辺りは、大枠を、一応、見いだせないだろうかということですよ。

もう一度言いますと、例えば、議会報告会で出された意見とか要望を、この政策検討会で議論し、一定の結論を出して、市長部局と市民に対して公

表するという場合もあったかなと思っています。
二つ目は、斎藤議員がおっしゃったような、様々な研究を議会として行い、そのことで市長に提言をするというやり方もあると。三つ目には、条例を究極の目標としながら、政策検討会で議論をするというやり方もあるのかなと。

ただ、条例の問題でいえば、先ほどの第6条第3項と重なるところもあって、それをどう整合性を取るのかということもありますので、その点からすれば、ここではないのかなとも思いますけれども、その三つぐらいかなと思うんですね。

だから、私たちには食育推進条例の頭があるので、あれはもう最初から、市民の方と一緒にあって、協働しながら作り上げてきたというがあるので、ここで言う（3）の議員による政策検討会には当てはまっていけない部分かなと思うんですね。議員によるとしないで、議会の多数による政策検討会みたいにするのか、議会の多数の賛同を得た政策検討会、そういう言い方ではないかな。

だから、いろいろなアプローチがあってもいいのかなと思うんです。政策検討会はこれでなければいけないというように、小金井市議会の場合は、決めないで、いろいろなところでできるような形にしておく。ただ、イメージとしては、みんな共通しておきましょうということですね。逐条解説にもある程度のは書いておいて、斎藤議員がおっしゃるように、更に具体的なものは要綱で決めていくということだと思うんですけどね。

○五十嵐議員 今、座長がおっしゃった、例えば議会報告会で意見が市民からあって、それを持ち帰って政策検討会で調べて返すみたいな、そういうのをイメージしていなかったとか、そういう印象なんですね。ただ、ヒントはどこにあるかわからない、場合によっては、何か別な場面で市民から提言されるかもしれないし、場合によっては、議会報告会で出たことがきっかけになるかもしれない。だけれども、とにかく、何人かの議

員が、これはちゃんとテーマとして取り上げて検討していくべきだと思ったときに、ここに当てはめてもいいのかなという感じもするんですね。

でも、ただ単に質問されたことを返すというイメージでは、ちょっと違うのではないかなと。やっぱり、一定、形を作るなり、まとめ上げるなりをする必要があるものみたいなイメージで、この場面は捉えていたので、聞かれたことを答えるだけでは検討会ではないのではないかなと、私は捉えていました。

○森戸座長 3時を回ったんですが、若干、休憩したいと思いますが、よろしいですか。

では、3時半まで休憩いたします。

午後3時10分休憩

午後3時30分開議

○森戸座長 議会基本条例策定代表者会議を再開いたします。

私、冒頭に申し遅れました。今日も副議長がご出席いただいております。いつもありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

すみません、休憩前に引き続いてですが、政策検討会なんですが、皆さんのお話から言うと、ある一定以上の賛同のもとで、政策検討会は設置すべきではないかというお声が多かったのかなと思います。ただ、斎藤議員からは、別に定めるにして、必要になったときに要綱で決めてはどうかというご意見も頂いておりますが、斎藤議員も、何も無いというわけではなくて、条例の提案を前提としながらという形ですか。そういうことではないんですね。全般でね。ただ、五十嵐議員からは、議会報告会などで出た意見、要望を行うということは想定していなかったということでありまして、だから、それはちょっと質が違うものになるのかなとは思いますが。

塩尻市議会でも、何かそういうことをやっていませんでしたか。やっていましたよね。

○鈴木議員 今、議会運営委員会の視察の話が出たので。そうなんです、そのところで、議会報告会というのは、塩尻市の場合は、頂いた意見をもとに、今度は、議会側がそれに回答するという形を取っていたと思うんです。それについては、やはり、議会全体の見解として述べなくてはいけないということで、これは、ここにもかなりの時間と手間がかかるといったような話だったと思うんです。ですから、実際、そこまで想定するかどうかという問題も、以前はなかった議論かなと思うので、ここも、ある一定は、心づもりというか、ある程度の小金井市議会の思いというのは一致させておいた方がいいような思いはしております。

○森戸座長 そうですね。

まあ、全く議会報告会でそういう意見は受け付けないということにはならない。ただ、そうなるとしたら、市民からすれば、何のためにみたいなことにもなりますよね。

○小林議員 あと、塩尻市議会の取組で付け加えて確認しておく、多分、各常任委員会ぐらいの単位だと思うんですけども、いわゆる、私たちが予算のヒアリングを、各団体と会派でやっているようなものを、議会で行っていく。今後は、更に多くの団体のヒアリングを行うようにしていきますみたいな取組をもまれていたと思うんです。多分、その中から、予算要望だけではなくて、いろいろな政策立案にもつながっていったらと思うんですけども、かなり先進的な取組ですね。

○森戸座長 それで、今、ちょっと休憩中に議論をしていたんですけども、塩尻市議会のように、いろいろな団体と議論しながら政策提言ができるというのも一つなんです。もし、こちらが全く、議会が勝手にいろいろなことを調査・研究することになると、それと特別委員会なり常任委員会の調査の柱とどう区別していくか。それだっ

たら、特別委員会と同じではないかと。特別委員会の中に部会を設けて、そこで何らかの提案をできるような形も、やろうと思えばやれなくないという議論もちょっとあったんですけども、政策検討会の必要性と位置付け、これをどのように捉えたらいいかなというところは議論しておいた方がいいかなと思ったんですけども。

○小林議員 今の座長のお話でいくと、さっきの第6条第3項の問題と、政務活動費の支出基準自体が、調査・研究にもお金が出せますよね。だから、さっきも、人数のところ、条例提案できる人数でという案もある中で、それだったら、政務活動費の住み分けはどうなんだということも出てくるわけで、例えば、ここで本当に定めた場合に、予算措置はどうするのかということも当然ですけども、今、こう見ても、これは議会にかかわる問題なので、特にそうですけども、先ほどまで議会事務局が5名いらっしやった。その人件費の方が予算措置より大きいと思うんです。だから、その辺の、ここで定めた会議というのがどういう影響を出すのかということをもまず議論しないと、細かいことにはならないのかなと。

もしくは、小金井市議会なんかも先駆的にやっているように、自然発生的に声を掛け合って、いろいろな研究をされていたり、勉強会をしたりしている、それがこれに当たるんだということで、特に予算とか、そういうのは別の話でという形で定めるのであれば、かえって分かりやすいのかなというのを感じます。

○飯田議会事務局次長 こちらの条例にこういった機関を盛り込んだ場合、当然、情報公開請求などがあつた場合には、こういったことで何月何日にこういった話合いがあつたというのを、少なくとも出していかなければならないと思います。そういった意味では、きちんと記録を作ったりというようなことで、予算措置もさることながら、そういった事務的な作業が発生してくるものと思っ

ております。

○森戸座長 そうすると、会議録などのお金も必要だと。事務局もいなければいけないと。

○五十嵐議員 今まで、具体的なこととして何度も出ている食育推進条例とか、アスベストの件、それから、今回の条例策定代表者会議とか、そういうことをどうしてもイメージしてしまうんですけども、例えば、特別委員会とか常任委員会とかでやり取りしているのは、やはり、あくまでも行政と、それから個々の議員という立場でやっていると思いますし、その中で、何かを提案するにしても、一応、会派として個々の会派が個々で調べたことを提案するにとどまるんだと思うんですね。だけれども、ここの政策検討会というのは、もう少し広い意味で、議会として一つのものを作り上げるなり、まとめるなりして提案していきましょうというように、政策提言をもう少しレベルアップして提案していきましょうという意味であるのかなとイメージを持っているんです。

だから、例えば、特別委員会で何か問題になったと。それに対して、個々の会派だけではなくて、幾つかの会派が、それこそ具体的に、こういうものを、この問題を解決するために提案しましょうよと言ったときに初めて、そこで超党派の政策検討会というものが設置されて、それでまとめ上げていくということになるのではないかと、イメージとしては思っているんですけども。

○森戸座長 だから、具体的にこういうものを行うことが、誰かから出て、じゃあ、それでいいよと賛同が集まって、一緒にやっていくということですよ。

だから、一致するところで、そういう検討をできるということなんですかね。一致しない人でも入れるんですかね。

○五十嵐議員 だから、その趣旨で、そういうことをやることに対して賛同する人が過半数いれば設置はされると思うんですね。必ずしも、そこに、

どなたが、先ほどおっしゃったように、自分が入る、入らないは別にして、作ることへの賛同というか、それで設置は可能ではないかと思えますけれども。

○鈴木議員 政策検討会か、研究会か、それを設置すること自体は、ある程度、過半数の賛同を経た上で設置するべきだと思うんですね。その設置してからの内容の構成については、その賛同者の中で協議すればいいのかなとは思っています。入り口のところではね。ここはちょっと掘り下げないと、実際に設置したときに、また混乱するということは避けたいので、設置した場合の一定のルールについては、ある程度深く定めておいた方がいいのかなという思いもするんですね。ここの整理が、ちょっとポイントかなと思っているんです。

○白井議員 非常にいろいろお聞きしていて、私自身も、結論としては出ていないんですけども、改めて考えますと、確認になるかもしれませんが、この政策検討会については、これまでアスベストとか食育とかやっていた、いわゆる条例作りのための政策検討会と、私自身は当初、捉えていたんです。それでいくと、これまでやってきたことを、そういう会として設置するという置き替えになりますので、ここで議論するということは妥当だと思っていたんですけども、ただ、それが、さっきの中津市の例まで、枠を広げて考えるということ自体は賛成なんですけれども、そうすると、ここで議論する場ではないと思うんですね。

なので、まず、政策検討会ということが、これまでの条例作りということの延長上で考えて、ここでいったん議論して、それについての持ち帰りにしておいて、幅を広げたいというんだったら、議会改革で提案して、そこで議論すべきだと思うんですが、いかがですか。ちょっとぐるぐるしてきりがないような気がしますので。

○森戸座長 条例提案ということに限って考えるということですよ。白井議員からはそういう提

案ですが、皆さん、いかがですか。

○片山議員 今は多分、整理をするためにいろいろな意見を聞いたり、出し合っているということだと思うので、それで、白井議員がおっしゃっているような、そういった整理をしていくということでもいいと思うんですね。

それで、アスベストと食育は少し違ったのではないかなと思っていて、そこをいったん、また改めてあれなんです、私は、食育の方の議員連盟は参加させていただいて、いっぱい来ていないんですけれども、多少は出ささせていただいたこともあります、そこに参加していない議員もいるということはやはり大事で、それで、そこで話されたことというのは、表に出ていないわけですね。小林議員とか、一生懸命ブログにアップというか、お知らせというのはしてくれましたけれども、なかなか、制度が整っていないので、公表ができていないことがあるので、そういう意味では、あそこで議論したことがちゃんと表に出ていかなければいけなかったのではないかなと思っているんです。

一番最後に提案したときに、ちょっとだけ、その議会で議論があったというだけであって、それも、ほとんどが提案議員になってしまっているから、提案議員ではない人から少しだけ議論があったというぐらいになってしまうんですね。

だから、表の場というか、市民に分かりやすく、なぜそういった条例が提案されたかということが分かるようなことができるために、こういった場を定義して作るのかなと私は思っている、先ほど次長がおっしゃったような記録というのは、すごく大事だと思っています。それをどのようにするかというのは、記録のレベルがいろいろあると思うので、考えていくものかなとは思いますが、アスベストの場合は、やはり、提案議員が何人かいてやっていたものなので、政策検討会というような具体的な場があったかどうかは、ち

よっと分からないというか、提案議員の中ではあったかもしれないんですけども、ただ、建設環境委員会の中に提案されて、そこで何回か議論がされていって、最終的にはまた、別な形で提案かなと思っていますので、ある程度表の場での議論の場も少しはあったのかなと思っているんですね。ただ、そういった成り行きを見ながら、議員研修会で講師を呼んで研修したというようなこともあって、議会で持っている予算を使ってやっていくというような、このような、いろいろな工夫をしていたのではないかなと思いますので、やはりその時々でいろいろな課題が出てきて、どのような形にするのかというのは、こういった形で規定されても、やはり、そのものによって変わっていくのかなとは、私は思っているところなんです。

そういう、ただの整理ですけども、意見として申し上げておきます。

○板倉議員 白井議員の提案は、一つの道としては理解できる場所です。というのは、条例提案以外のところまで範囲を広げていくと、先ほど、座長が冒頭言われたような、特別委員会なり常任委員会の調査の柱との整合性をどうするかという問題が出てくると思うんですね。ですから、議案提案に向けての政策検討会ということで絞って、ここではとりあえず進めていくというのは、一つの提案としては分かりやすいと思っています。

○森戸座長 というご意見ですね。

○飯田議会事務局次長 ご紹介までに申し上げます、調布市では、政策研究会というものをうたっております。まだ実際には、全く、どのように作っていくかというのは決まっていないところでございますが、先ほど、板倉議員がおっしゃったように、常任委員会の所管事務調査との住み分けというものが議論されたそうでございます。ただ、常任委員会では、なかなか、条例提案まで行き着くということが少ない中、超党派の議員が集まって、またそういった会を立ち上げて、条例

提案をしていくのが良いだろうというようなことで、この規定を設けたというお話を伺っております。

○森戸座長 まあ、常任委員会、特別委員会できないところの機動性を、この政策検討会で持たせてやっていくということなんだろうと思うんですけどね。

ただ、予算も、そうなるが入ってくるということですから、（「あと、記録ですね」と呼ぶ者あり）会議録、ユーストリーム中継を含めて、公開であればユーストリーム中継に……。

○飯田議会事務局次長 そういう速記による会議録までは作らなくても、一定の会議録というのが必要になってくると思われまして。ユーストリーム中継までするかどうかというのは、そういったところまでは決めておく必要があるんだけど、どこまで公開するか分かりませんが、少なくとも、会議録というのは必要になるかなと思います。

○森戸座長 これから、そういうことも必要なかもしれないですね。ラインで、電話でお互い、顔を見合わせながら、ありますよね、ライン会話。あれって、顔を見ながらできるんですよね、すごいと思いますよね、無料だし。市民が参加したいとか言って。

○鈴木議員 これは、いろいろなケースがあって、なかなか、整理がし切れないということなんです。だから、最初は、条例提案まで考えていなかったかもしれないし、これが市民発議なのか、それとも議会発議なのかによっても、目指す終着点が違うと思うんですね。それをひっくるめた形で、上手に整理できて、どちらも運用できる形にしておけばいいのかなと。

例えば、市民発議の場合、どこまで行くのかということも、そのときの議論の中身にもよると思うんです。それでは、結果的に条例提案が必要になるのかもしれないし、一遍に条例提案というと

ころまで行くとは限らないし、そういうことも含めて整理ができるといいですね。

確かに、常任委員会との調査の柱ということも大事だし、ちょっと、ここはいろいろ考えどころですよ。

○森戸座長 それで、こうしたいと思うんですけども、今日、頂いた議論を元に、政策検討会の具体的な位置付けなどを含めて、もう一度正副座長で持ち帰らせていただけないかと。一定程度のものを皆さんにお示しして、それをたたいていただくと。なくなっても構いませんから。なくなっても構わないけれども、一応たたいてみると。ちょっと、今、何もなしの中の議論なので、皆さんも雲をつかむような議論になっているかなと思われると思うので。貴重なご意見をたくさん頂きましたので、そういうことで持ち帰らせていただくということで、よろしいでしょうか。

○宮下議員 ということで、今回の持ち帰りは、みんなの持ち帰りではなくて、正副座長の持ち帰り。

○森戸座長 正副座長の持ち帰りです。

○宮下議員 了解です。

○森戸座長 皆さんは、もう少しということ。

では、（３）はそういうことで、保留にしたいと思います。よろしいですね。

次に、（４）必要な調査・研究、視察を実施し、その結果を公表すること。これは、何か。

○白井議員 この（１）から（５）までは、制度のことを述べているので、例えば、この結果を公表するという事は、ここに書くのはそぐわないかなと思っています。なので、ここで書くのであれば、必要な調査、研修、視察ということになるのかなということなんです。ただ、私としては、研修に関して、第５号にも関連するんですが、元々、単独で第１６条として、素案たたき台では入っていたと思うんですが、私はそちらの案の方がいいと思っていますので、できれば、私の意見と

しては、第5号は削除して、第4号については、先ほど申しましたように、結果を公表するうんぬん、ここの文言は取った方がいいと思っています。

○森戸座長 第5号を削除ですか。元の第5号が削除。で、元の第5号というのは、反問権的な要素のもの。

○白井議員 正副座長案の第5号を削除して、要するに、正副座長案の第5号というのは、議会研修会を実施することですよね。これは、素案たたき台の第16条に、議会研修会ということで入っていたものを、ここに持ってきたと思うんですが、そちらに戻すという意味です。単独で研修について述べていただきたい。併せて言いますと、元の、素案たたき台の議会研修会の第16条は、第1項の第1号、第2号となっていて、この第2号なんかは非常に重要だと思っていますので、それを含めて、単独の議員研修の条として立てていただきたいと、そういう意見でございます。

○森戸座長 というご意見です。第16条で残すかどうか、確かに、おっしゃるように、第2号は重要なことなんですね。これは不一致だったんですね。

併せて、第4号の中にも研修が入っていますが、これは取らなければいけないですよね。第5号、もしくは第16条と重なってしまうんですよね。今、ちょっと気付きました、この第4号の研修は、削除してもよろしいですか。必要な調査、視察を実施……。

○五十嵐議員 この第4号の必要な調査、研修、視察を実施し、その結果を公表することというのは、今、行っている委員会の視察も全部含めて、ここに含まれているということですか。

○森戸座長 私も今、それをどう整理するかなと思って。五十嵐議員がおっしゃっているとおりで、委員会、特別委員会の調査の柱を立てる調査もありますし、会派のそれぞれ独自の調査もあると解釈しているんですが、そういう解釈で問題がない

かどうかですよね。これは、議会がというのが前提ですから、当然、委員会、特別委員会も入るということでいいんじゃないかと。

常任委員会の中でも調査の柱を立てるわけだから、そういう意味では含まれるんじゃないでしょうか。委員会等の必要な調査、視察、含まれるということです。

それから、白井議員から、その結果を公表することというのは要らないのではないかとということですよね。そうすると、公表をわざわざ言わなくても、もう公表は当たり前だということですね。

だから、(4)は委員会・会派等の必要な調査、視察ということになるんですか。

○飯田議会事務局次長 会派につきましては、第15条の政務活動費の方に書かれているので、そちらの方に委ねてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○森戸座長 すると、(4)で言うのは委員会ということですか。あと、政策検討会も視察はできるんですかね。できなければね。

○斎藤議員 ここについては、方法は別として、結果的には、結果を公表しているという認識なんですね。それを、今、この議会の調査、政策立案、政策提言という中で、改めて書いているというだけで、新たな議会の動きは、私は、これは必要ないと、私自身は認識しているんです。

これから、何かそれ以上のことをやろうとするのであれば、私は、もう調査、研修、視察に関しては、今の状況で十分だろうと思っていますので、それ以上のことをやろうというのであれば、この(4)は要らないのではないかなと思います。

○森戸座長 それ以上のことをやらないということであればということですか。(「やるという意味」と呼ぶ者あり) やるということであれば、要らない。(不規則発言あり) でも、これ以上のことをやるとしたら、どこかにうたわなければいけないんじゃないですか。(不規則発言あり) だか

ら、このままでいいということですよ。現状を述べればいいと。したがって、その結果を公表するという事は、ただ、制度にはなっていないから、これは削除。（不規則発言あり）そうですね。これは入れておいた方がいいということですね。

○斎藤議員 ですから、現状として、それが十分、この条文に入っているの、残してもいいと思っています。ただ、このことを入れることによって、それ以上のことを何かやるということであれば、私は、それは必要ないのかなと思ってまして、委員会の調査の結果も議会の中で公表していますし、研修に関しても、議事録を取ってという形をやっておりますし、視察に関しても、視察の報告書を出して、議会の中で公表しているの、十分、そのことはやっている。だから、このことは書いてもいいんですけども、これを書くことによって、それ以上の公表の仕方、要するに、調査の研究発表会をやるとか、研修会の結果発表会をやるということであれば、私は、それは必要ないと思っていますと。

○森戸座長 議会改革の方でも、そういうのが確かにありましたね。

だから、あえて、ここで結果を公表することと言うこともないだろうし、逐条解説では、既に、こうこう、このように既に公表していますということを書いておけば、公表するんだということが分かるわけで、そういう……では必要な調査及び視察ということでもいいのかなと。

では、それはそのようにして。その結果を公表すること、を削除する。（４）は、委員会等を入れるかですね。入れないですね。では、必要な調査並びに視察ということになるのかな。（不規則発言あり）視察なんですよ、制度ということになると。まあ、とりあえず持ち帰っていただきますので。

次に、（５）です。各分野の研修会、これは、白井議員から、第16条で残した方がいいと。それ

は、第2項が重要だからだというご指摘をいただきました。おっしゃるとおりであります。

それで、ただ、これは、前回、改選前の議会では不一致になっています。これはどういうことかということ、第16条は、この議会基本条例について、改選した後の議会で、この一般選挙を経た任期開始後というのは、改選直後の部分ですね。そこで、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならないということなんです。これは、当然のことかなということがあるんですが、これは、みどり・市民ネットと共産党が必要だと。民主党は、誰がどのように説明するか疑問があったということですね。議会事務局が説明することになったが、説明の内容については、更に検討を要すると。公明党は、第2号に関して、方法論は検討を要する。自民党は、第2号に関しては、実際の研修の実施に当たって、講師の選任が事実上困難な上、条例内容の引き継ぎの観点から考えても、現実的でないため、明記するべきでない。改革連合も不要だというご意見でありました。

条文の修正の提案ということで、第2号について、議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の趣旨を徹底するよう努めるという努力規定に変えたらどうかという意見が、（「書いてないです」と呼ぶ者あり）誰だったかな、出した人が分からない。公明党じゃなかったか。民主党だったかな。

問題は、研修を行う必要があるかどうかということと、行う必要がある場合に、誰が講師となって説明するのかということで、議会事務局かなということなんだけれども、そこは、議会事務局は、多分、当時、合意していなかったかもしれない。事務局は、議会サイドだけでやるべきだという意見だったと思います。

○鈴木議員 これは、幾つか想定される場面というのがあって、例えば、新しく当選した議員に対

する、様々な市の施策を説明するレクチャーがありますね。あのレクチャーのやり方が、あの方法でいいのかどうかという議論はあったと思うんです。それと別に、ここの第14条で書かれていることと、第16条で書かれていること、指している内容が違うと思うんですね。第16条の(2)のところは、結局、議会基本条例の思いを伝えるために研修が必要だと言っているんじゃないですか。この条例に関する必要を行わなければならないとしているのが、第16条の(2)だと思うんです。だけれども、第14条の方は、各分野の専門的な知識を高めるためにということですから、何かテーマがあったときに設置することと、ここでうたっているということは、言っている対象が違うと思うので、ここは整理が必要かなと思うんです。

私は、個人的には、今、正副座長で整理していただいて、(5)に入っているところは、これはこれで必要かなと思っているところです。

○斎藤議員 今年度、一般選挙を経た、任期開始の議員ですよ。議員研修会をやりましたよね。今、やっていることが、この条文に当てはまっていると私は思っているんですけども、これは、毎年やることになっていますね。これは質問なんですけれども、この条文に当てはまっていて、これと違うことを、今、小金井市議会はやっていませんよね、ということをお聞きしたいんですけども。

○森戸座長 これと違うことはやっていないですね。ただ、この条例に関する研修なので、それはまだやっていないことなんですよ。

○白井議員 鈴木議員の質問もそうなんですけれども、ちょっと混乱していると思うので。

私がさっき、正副座長案の第5号が要らないと。かわりに、その素案たたき台の第16条に戻してくれという話をしたのは、まず、正副座長案の第5号というのは、素案たたき台の第1号に入っていることなんです。だから、正副座長案のように、

第5号に入れることによって、第16条第2号が消えてしまうことが、私としては賛成ならないということですので、正副座長案の第5号を消して、第16条の形に戻してほしいということです。

○五十嵐議員 ちょっと確認ですけれども、この第16条第2号は、この議会基本条例のことですよ。4年に1ぺん、当選した後で、議会基本条例のことをちゃんと勉強しましょうという意味ですよ。

○森戸座長 そういうことなんです、これは。

なぜ、これを入れたかということ、例えば、流山市議会にもこれは入っているんです。どうなっているかということ、流山市議会に議会基本条例を調査に行くと、あそこの議員誰でも説明ができるようになってるんです。議会事務局が説明するのではなくて、24人だったら24人のうちの、じゃ、今回は誰が説明に来ますということで、誰でも説明が、他の議会に対してもできるということだそうです。

私は、それは素晴らしいことだなと思ったし、多分、この改選前のときも、そう思った会派はあったんだと思います。それで、やはり、皆さんが市民の前に出ても、他市に対しても、私たちの議会基本条例はこういうことなんだということを説明できるようにしていこうではないかと。説明だけではなくて、私たちも理解して、更に議会活動に生かしていく。それが目的で、流山市議会は、改選ごとに学習をするということなんです。だから、誰でも説明できると。今は、正副座長で、何かあるとやるんですけども、そうじゃなくて、五十嵐議員、お願いします、みたいに言って、五十嵐議員から説明してもらってもいいしという。

○斎藤議員 そうすると、これは誰が講師というか、委員になるんですか。

○森戸座長 そうなんです。そこが議論になったんです。

議会事務局にするか、議員の誰かが説明するか。

それは、私たちだって、例えば、次の3年後に出て、もしかしたら落っこちるかもしれないじゃないですか。そうしたら、落っこちていない現職議員の誰かがこれを説明するということになる。当時、議会事務局にやってもらいたいと思って、ちょっと打診はしたんですけども、確か、当時、いや、それは議員さんで決められたので、議員さんが説明されるのが一番だと言われたように記憶しているので。事務的な補足はできるけどね。

○斎藤議員 私、地方自治法の研修会をやってほしいんですけども、これはどうなんですかね。これはちょっと、あえて言っているんだけど、条例を研修する、議員だから、確かに大事なんですけれども、条例があって、多分、それができれば、逐条解説もあるものができるわけですよ。それを、あえて研修するんですかというのが、私の疑問なんです。であれば、その前の地方自治法を研修するべきではないかと思えますけれども。

○白井議員 私は、地方自治法の研修も、それはそれでやってほしいんですけども、ただ、この条例については、所々でも、よく言われていたように、理念条例ということも言われています。要するに、議会の憲法であって、例えば、日本国民だったら、日本国憲法は教育過程で絶対学ぶでしょう。それと一緒に、小金井市議会で定めたこの議会基本条例というのは、議会の憲法ですから、まず、それを学ぶ、レクチャーという言葉が適切かどうか分かりませんが、どういう思いで、こういう条例を作って、我々はどう活動していかなければいけないか、これが、非常に重要だと思っています。

だから、理念だということを念頭に置いて、それを伝えていくというのが重要だと。企業でもそうなんです、企業理念をそらで言える社員、もしくは、そういう社員が多い、誰でもそういうことができるという、そういう会社は、やはり、業績がいいというか、いい会社だということとか、

一概にはいえないかもしれませんがね。それをもって、生業をやっているわけですから、我々議会も、これを持って、議会改革をするという前提に立つと、私は必要だと思います。

○鈴木議員 前期の議論でも、ここがきつと、長い時間をかけて同じ議論をしたんだと思うんです。これは、じゃ、誰が説明するのと。これは前期のたたき台の意見として、民主党、社民党としても述べているんですね。ここに入っていくと、これはこれで、確かに大事なところなので、しっかり決めていかなきゃいけないけど、誰が説明するんだと言ったときに、そこまで一致しないと、この第16条（2）のところは一致できないと思うんですね。

それと、今、ここで言っている第14条の中で整理ができないのであれば、例えば、ここは保留にしておいて、先の議論でもう一度整理するとかいうやりの方が、ちょっと、どうなのかなと考えています。

○林議員 今、正副座長案で出ているのが、第14条と第15条で、第16条の（2）というのが出ていないので、確認なんですけれども、正副座長としては、この第16条（2）というのを、どういった形になるかでも、出されようと言われていたのか、こちらに、第14条（5）に第16条を全部集約してしまったのか、そこを、すみません、確認させてください。

○森戸座長 なかなか厳しいご指摘をいただきまして、休憩します。

午後4時18分休憩

午後4時28分開議

○森戸座長 再開いたします。

それで、第16条の（2）については、十分に正副座長では議論ができておりませんので、皆様のご指摘を頂いていく必要があるなと思っています。

白井議員からは、第16条を残すべきだというご意見がありました。また、林議員からは、第14条に入れるのだったら、第16条第2号はどこかにきちんと盛り込んだ方がいいのではないかというご意見も頂いております。

白井議員からも、更に、どこかに入れるということもあるなというお話も頂いています。斎藤議員からは、もう少し考えさせてほしいというご意見が先ほどありましたので、ここについては、ちょっと保留にして、皆さん、もう一度ご検討いただけないかということでもあります。

ただ、こういう研修が必要なのかどうかという、ちょっと疑問も投げ掛けられましたので、それも含めて、改選前のところでご意見も頂いているんですが、改めてご意見を頂けないかと思えます。

斎藤議員からは、この議会基本条例の検証ということであれば、それは分かるということなんです。ただ、研修する意味というところが、ちょっとまだ、どういうことなんだろうという疑問も投げ掛けられておりますので、そういうご意見も踏まえて、各党派、ちょっとご検討いただけないかと。これは、持ち帰るということでもよろしいですか。持ち帰りで考えていただけないかと。持ち帰ることは、だから、分けるかどうかです。分けるか、第16条を残すかということと、第16条を残した場合でも、第2項の、議員の研修をどうするかという、ここについてはご検討をお願いしたいと思います。

では、ちょっと、第14条は、そういうことで今日は終わりたいと思いますが、よろしいですか。

先に進めます。第15条です。これも、正副座長で、たたき台も含めて検討させていただきました。一つは、題名が政務調査費となっていたんですが、条例改定をいたしましたので、政務活動費の方に直させていただきました。たたき台は政務活動費って、条文の中はなっているんですけども、題名が政務調査費のままだったので、ここは返させ

ていただきました。

それから、やはり、この政務活動費の目的を最初に述べ、政務活動費の交付を受け、活用するものとするというものを、一つにしたということですね。それから、二つ目には、政務活動費の用途及び結果について公開し、説明責任を果たすということで、たたき台のときは、第15条第1項に、この二つの項目が一つの文章になっていたんですが、それを分けたということです。そして、第3項なんです。たたき台では、定められた以外に使用してはならないという言い方になっていたんですが、やはり、関する条例に定めるところによるものとするとし、交付対象経費というふうに変えました。用途の範囲という、非常に漠然とした言い方なものですから、政務活動費は漠然としない方がいいということで、交付対象経費については、時代の要請に応えられるように常に精査するという、直させていただきました。

それから、ちょっと前後してすみません、あと、行ったり来たりするんですが、第1項のところ、政策立案・政策提言というのを入れました。政策立案だけになっていたんですが、政策提言もありますので、それを入れました。それから、第2項なんです……。〈不規則発言あり〉それで、第1項の方で、議員の調査・研究及び政策立案に資するものとし、とあったんですが、現状では、議員には支給されていないので、交付されていないので、その議員のというのは削除し、党派は、市政に係る調査・研究及び政策立案……、言っているところ、分かりますでしょうか。第15条第1項、その、議員というのを削除したということになります。

まず、第1項を二つに分けて、それぞれ論旨を明解にしたという点なんです。この点はいかがででしょうか。いいですか。

○百瀬議員 政策提言等というのが、政策立案の後ろについたんですが、この等というのは、具体

的に何をイメージしているのか教えてください。

○森戸座長 政策提言等……等は要らないかな。

(「広報広聴が、その言葉が入っていないので、等と入れた方がいい」と呼ぶ者あり) そうですね。

○飯田議会事務局次長 今、現状の、その条例の第1条につきまして、小金井市議会議員の調査・研究その他の活動に資するためとなっております。それで、もし、こちらの条文が、政策立案、政策提言等と入れた場合は、こちらの交付に関する条例も合わせる必要があるかなと思っております。

なお、調査等につきましては、項目で、研修費、広報費、広聴費、資料作成費、資料購入ということで、ほかにも様々なものがございまして、等というものを入れさせていただいております。

○森戸座長 すみません、私の認識違いで。

これは、改革連合からは、検討中の条例に加えて規定する必要なしというご意見を頂いております。ただし、この政務活動費の理念をここに述べたということかなと思っておりますので、理念とか趣旨とかですね。どうでしょうか。

○五十嵐議員 理念とか趣旨というのは、結局、最後の文章のことを言っているんでしょうか。

私、ちょっと気になっていたんですけども、時代の要請に応えられるように、常に市民の意識を反映させ、精査するものとするというのが、何か、すごく抽象的であいまいな言い方だなと。逆に、ここには、明確に、交付に関する条例というのがあって、使途が決まっていて、このようにしてやりますよという明らかなものがあるわけで、このちょっとあいまいな理念みたいなものが、逆に、私は要らないのではないかと考えたんですけども。

○森戸座長 ここの姿勢ですよ。私たちの議会としての姿勢を述べているんですが、時代の要請に応じて、多分、変化してきていると思います。インターネットについても、この政務活動費の中

で、この市役所内で実施する場合は、交付できるような対象経費に入っていますね。それから、パソコンなども、レンタルであればいいということになっているんじゃないかと思うんですけども、常に政務活動費というのは、その時々時代に依って、使い勝手がいいと言ったらおかしいけど、そういうものにしていく必要があるし、また、同時に、市民の目から見たときに、本当に妥当かどうかということも反映させていくということも必要ではないかという意味だと思っておりますね。

だから、載せていても問題はないのではないかなと思っております。

こちら辺は、条例では書いていないんですよ。政務活動費は、市長が交付するわけで、私たち議員が勝手にやるわけではないので、そういう点では、議会としての姿勢をこの条例でうたっておくということが必要なのではないかなということだと思います。

ちょっと、いろいろと頭に浮かんだことを、次々と整理しないで言っているんで、申し訳ないんですけども。

○五十嵐議員 そうすると、市長が決めたもので交付されているということになると、精査するというのは、議会が精査すると書くのもおかしくないですか。逆に、きちんと決められたものを、その内容に沿ってちゃんと使うんだという言い方になるなら、議会側の姿勢として分かるわけですけども、作っているのが市長の方だということになると、精査するというスタンスをこっちが持つのはおかしいのではないですか。

○森戸座長 その辺りの、政務活動費の作り込み方が、使う側が何をを使うかというのを決めて、市長が提案するという、ちょっとおかしい関係にあるので、というのは、なかなか理解できないかもしれないんですが、現状は、議会サイドで対象経費を確定して、これで行くよということで決めているわけですよ。

○飯田議会事務局次長 対象経費についてでございますけれども、今までは、この条例が初めて制定されて以降、何回か改正があったときには、市長提案でやっていたということがございましたけれども、この間の、3月定例会のときの陳情活動費のところは、議員提案でやっております。といいますのは、地方自治法の改正などで、全ての自治体が、一斉に改正が必要があるというようなことは、市長提案でやっていただいていたんですが、政治的な判断で対象経費を広めるということでしたので、今回は、議員提案でやっていただいております。

○森戸座長 両方あるということですね。

○白井議員 更に言うと、議会で、例えば、もう少しこういうところに使っていいんじゃないかというの、今後もあるかもしれないと思っています。更に言うと、議会活動、会派活動として、政務活動をもう少し増やしてもいいんじゃないかという意見もあるかもしれませんが、逆に、市民側の意見として、大半が、やっぱり減らせよという話になれば、それについても検討せざるを得ないと、そういう意味での時代の要請とか、議会の役割とかも含めて、柔軟に対応できるように、こういったことを検討していくという姿勢をあらわすという意味では、盛り込むべきかと思っています。多少、文言については意見がありますけれども。

○森戸座長 今、白井議員から言われた、議会の役割に比べられるようにとかいうことですね。時代の要請だけではなくてね。

○五十嵐議員 時代の要請とか、市民の意識の反映とかという言い方が、やはり、ちょっとあいまいな、どうにでも捉えられるようなところがあって、気になるんですね。

例えば、効率的な議会の運営とか、そういう、もう少し違う表現になれば、いわんとするところは分かる気がするんですけども。

○白井議員 例えばですけども、流山市でいけ

ば、第18条第3項に、議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分検討するようにするものとする。冒頭は、議会は、政務活動費条例の改正に当たっては、議会の役割及び活動状況を踏まえ、議会内で十分に検討するものとするところあるんですね。ただ、その条例の改正に当たってという、限定した文言にはなっているんですけども、これも、結局、この条例を精査するというのが、今の政務活動費にもあると思うので、こういった文言を、ちょっと、参考にして、検討していけばいいのかなと思いました。

○森戸座長 今のは、流山市議会ですね。

○水上議員 私は、理念的な言葉として入れておいた方がいいと思うんです。政務活動費に関する条例には、こういう理念的なものというのはいりませんよね。あくまで実務的なことが書かれている。つまり、市民と議会との関係で、一番、問題になっているのが政務活動費のことが、具体的なには問題になりますよね。高いとか、それを使って、果たして、海外出張を含めて問題になっていることだから、常に市民の意識を反映させ、精査するというのを、理念として入れておくと。あまり、効率的とか、具体的なものにしていくと、一致しなくなってくると思うんです。政務活動費が安ければ安いほどいいのかということになれば、調査するために必要な経費というのがあるわけだから、そうとも言えない問題もあるので、だから、ここは本当に、漠然とした形で、理念として書くところに意味があるのではないかなと思うので、あまり具体的に、時代の要請とは何かとか、政務活動費の具体的な中身に踏み込むようなことを書くとも一致しなくなるので、あくまで、市民の意識を反映させて、その常識的な使い方をするし、精査していくんだという姿勢を書いておくということで、理解していいんじゃないかと私は思うんですけども。

○森戸座長 ほかに、いかがですか。

それで、一応、そんなにここでもめることはないかなと。第3項の、今のところが論点になるかなと思っていて、その辺りを踏まえて、これは全部、持ち帰っていただきましょうか。新しい中身ですので、それで丸かどうか。先ほどの論点、第3項ですね、特に、時代の要請に応えられるよう、常に市民の意識を反映させ、精査するという言い方がいいのかどうかということも含めて、持ち帰っていただくと。対案があれば、対案を示していただきたいと思います。

ということで、いかがでしょうか。では、これは持ち帰りということにします。

今日、本当は、前回持ち帰っていただいた事項、第10条を行いたかったんですが、ここまで行きませんでした。

それで、次回、第15条まで来たので、第16条に行きますか。全部やってから、第10条、持ち帰り事項をやるか、それとも、第10条から……。

(「でも、第16条が、もう既に議論が始まってしまっているよね」と呼ぶ者あり)では、とりあえず、本日は現時点で終了したいと思います。よろしいですか。

では、以上で終了いたします。お疲れさまでした。

午後4時48分閉会